

防官政第1410号
18.2.28
改正 防官政第7002号
18.7.24
改正 防官政第11604号
18.12.26
改正 防官政第8386号
19.8.30
改正 防官企第11741号
20.10.9

大臣官房長
各局長
各防衛参事官
衛生監
技術監
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛大臣

防衛省政策評価に関する有識者会議開催要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付資料：別紙

防衛省政策評価に関する有識者会議開催要領

(趣旨)

- 第1 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条第2項第2号に基づき、防衛省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験を有する者で構成される防衛省政策評価に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。
- 2 本要領は、有識者会議の必要な事項を定める。

(討議事項)

- 第2 有識者会議は、防衛省の政策評価に関することについて討議する。

(委員等)

- 第3 有識者会議の委員は、学識経験のある者のうちから事務次官が委嘱する。
- 2 委員は、防衛省の政策評価について、各自の知見に基づき、客観的かつ公正、中立の立場で自由に意見を述べるものとする。
- 3 円滑な議事進行を行うため、委員の互選により座長を置く。
- 4 委員の委嘱期間は、2年とする。ただし補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。

(運営)

- 第4 有識者会議は、防衛省政策評価実施要領に規定する委員会の設置について（防官文第1063号。13. 2. 14）別紙防衛省政策評価委員会設置要綱に規定する委員長の要請により、座長が招集する。
- 2 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

- 第5 有識者会議を開催したときは、議事録を作成して公表するものとする。
- ただし、公表することにより公正かつ中立な討議に著しい支障を及ぼす恐れがある等相当の理由があると座長が認める場合は、議事録に替えて議事要旨を公表することができる。

(庶務)

- 第6 有識者会議の庶務は、大臣官房企画評価課が処理する。

(雑則)

- 第7 この要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項については、座長が定める。